

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第16版 878ページ）	改訂した解説	理由
<p>別表第十 雑音の強さ 第1章 共通事項</p> <p>1 適用区分</p> <p>（解説）</p> <p>1. 本項は、「雑音の強さを測定する際の測定方法及び許容値等が記載されている章（適用章別）」を電気用品名毎に表として示した一方、当該表における適用章別が適切でないと考えられる場合の適用方法について記載したものである。</p> <p>2. ～4.（略）</p>	<p>別表第十 雑音の強さ 第1章 共通事項</p> <p>1 適用区分</p> <p>（解説）</p> <p>1.（略）現行と同じ）</p> <p>2. ～4.（略）現行と同じ）</p> <p>5. <u>複数の基準番号が該当する電気用品の取扱いは、その製品の構造・機能・仕様等に基づいて、届出事業者が適用基準を指定する。</u></p>	<p>電気用品安全法では届出事業者（製造事業者と輸入事業者）が技術基準に適合していることを証明することが求められている中で、「届出事業者により製品の適合性を宣言する」となっている。解釈別表第十では電気用品名と適用章が一对一で規定されているが、別表第十二基準を導入することにより、一つの電気用品名に対して適用基準が複数存在することとなるため、基準選定のガイドとして明記することとした。</p>

（当該部解釈）

別表第十 雑音の強さ

第1章 共通事項

1 適用区分

1.1 適用章別

（略）

1.2 適用方法

1.1 の表に記載のない品目（省令における細部品名等を含む。）、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、雑音の発生原因が類似の機器の適用章別及び次の取扱いを基に判断する。ただし、雑音の発生原因がないもの（抵抗負荷、誘導負荷、白熱電球並びに変圧器のみ又は、これらの組み合わせのみで構成されるものであって、自動制御機能がない電気用品に限る）にあっては、適用章別にかかわらず技術基準に適合しているものとみなす。また、技術基準に適合している蛍光灯（安定器内蔵形）又はエル・イー・ディー・ランプを使用し、その他に能動部品を用いた制御を行わないものにあっては、技術基準に適合しているものとみなす。

(1) 高周波利用機器（略）

(2) デジタル技術応用機器（略）

(3) 複合機能を有する電気用品の扱い（略）

(4) 広帯域電力線搬送通信（高速PLC）機能を有する電気用品の場合は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第46条の2第1項第四号に適合すること。

(5) 引掛けローゼットを用いて天井に取り付ける構造のものにあっては、接地端子のあるものであっても接地しない。